



まくらざき市 農業委員会だより

令和7年8月

第53号

編集発行

枕崎市農業委員会

枕崎市千代田町27番地

農地係 0993-76-1095

農業振興係 0993-76-1094



高齢化率が6割を超え、限界集落である田布川地区において、地域おこしグループ「夢蛭たぶがわ2016」と南九州市の養蜂農家と行政とが一体となり、遊休農地を蜜蜂の蜜源作物で再生する取り組みが行われている。県外企業から提供を受けた赤ソバを播種し粗放的に管理を行い、地域住民とも協力し、地域の景観づくりや農用地の保全につとめている。

非常に美しい赤ソバ畑は、蜜源の確保や、蜂が越冬するための栄養源となっているだけでなく、市外からの見物客も訪れ、交流人口の増加にも寄与している。

住民からは「景観が保たれ、地域が華やぐ」「見学に来る人々の笑顔が楽しみ」などの声が聞かれ、見物客の増加が励みとなっている。

荒廃した農地が、四季折々の花が咲く人気スポットとなり、地域の活性化につながることを期待する。

農業委員・推進委員名簿

農地等についてのご相談は、
お近くの農業委員・推進委員まで

任期
令和8年7月まで

	No	氏 名	住 所	電話番号	担 当 地 区
農 業 委 員	1	天達 範隆	桜山本町300	72-3241	市内全域
	2	今給黎龍浪	寿町685	72-6213	桜馬場・宇都・小園・松下・山口・瀬戸口・中村・籠原・下園 宝寿庵・西堀
	3	水野 正子	桜山東町342	72-9525	木原・美初・岩戸・市街地
	4	篠原 正	小塚町33	76-2336	中原・茅野・小塚
	5	畑野 真人	木場町720	72-5338	岩崎・湊山・富岡・通山・木場・湯穴・水流・山下・桜山住宅
	6	園田 和寛	大塚中町341	72-2384	大塚・大堀・下野原・牧園・春日・田中・田畑・塩屋・火之神
	7	原田 克子	美山町340	72-4820	田布川・金山・界守・木口屋・道野・上竹中・奥ヶ平・寺田
	8	眞茅 文男	まかや町160	76-3425	眞茅・山崎・下山・駒水・松崎
	9	白澤千恵子	白沢西町200	73-1432	東白沢・西白沢
	10	俵積田広昭	別府東町55	76-2020	俵積田・板敷・瀬戸
推 進 委 員	11	中原 敬彦	国見町432	76-3571	別府上手地区
	12	俵積田正康	別府西町442	72-3139	別府下手地区
	13	有村 貞雄	道野町710	72-8957	桜山・金山地区
	14	白澤 敦行	白沢西町10	73-1323	枕崎・立神地区

パソコン農業簿記記帳研修会を開催 ～パソコン簿記で青色申告をはじめましょう！～

農業経営の基礎となる簿記記帳と青色申告の普及・推進及び農業経営者の経営管理能力の向上を図るため、関係機関の協力を得て、パソコン農業簿記記帳研修会を開催します。

研修会への参加を希望される方は、農業委員会事務局へお申込みください。

- 1 開催予定日 令和7年 9月 9日(火)
10月 7日(火)
11月 5日(水)
12月 9日(火)
令和8年 1月13日(火)
2月24日(火)

- 2 時 間 午後1時30分～午後4時
3 場 所 市民会館2階 第2会議室(9/9のみ第4会議室)
4 対 象 者 農業者
5 研 修 内 容 農業簿記ソフトによる記帳及び青色申告に必要な決算書の作成
6 持参するもの ノートパソコン(農業簿記ソフトが必要になります)
筆記用具、電卓、通帳、伝票など



◎問合せ・申込み 農業委員会事務局 TEL 76-1094

(農業簿記ソフトについての問合せ先: 南薩地域振興局農政普及課経営普及係 TEL 52-1346)

農地の管理のお願い

本市においては農用区域内の農地は有効に利用されている一方、集落内や山間部を中心に、小規模農地、作業効率の悪い農地などの耕作放棄地が見受けられます。これらの耕作放棄地は近隣農地や住宅への雑草の種子の飛散、病虫害の発生やゴミの不法投棄など様々な問題の原因となっています。

未管理の農地は、近隣への迷惑はもとより、道路に面したところでは、見通しが悪くなるため、交通事故の原因にもなりますので、草刈や、耕すなどして適正な管理をお願いします。農地はいったん荒れてしまうと、耕作可能な農地に復元するには大変な労力や費用を要します。農地の貸し借りなど農地に係る問題は、お気軽に地域の農業委員や、農業委員会事務局までご相談ください。



農地の利用状況調査(農地パトロール)を実施します

今年は、7月・8月を強化月間とさだめ、遊休農地の解消、違反転用の防止・早期発見に重点的に取り組むため、農業委員、推進員、職員等が地域を巡回し、農地の利用状況を調査します。

また調査の際には農地の中にやむなく立ち入る場合もありますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いします。

その中で遊休農地と判断された農地については、その土地の所有者に対し、利用意向調査を実施するよう農地法で定められています。

調査結果をもとに、11月末までに利用意向調査を行います。郵送または、農業委員・推進委員による戸別訪問にて聞き取りを行いますので、ご協力をお願いします。



～ 安心できる
老後生活を ～

“農業者年金”に加入しよう!

厚生年金に加入していない農業者にとって、将来の老後生活は不安が多いもの。

そんな時に頼りになるのが、**農業者年金** です!!

農業者年金の6つの特徴

- ① 農業者なら広く加入できます!
- ② 保険料は自分で選べ、いつでも見直しできます!
- ③ 税制面で大きな優遇措置があります!
- ④ 積立方式で確定拠出型のため、少子高齢時代に強い!

- ⑤ 終身年金で、80歳前に亡くなった場合には死亡一時金があります!
- ⑥ 一定の要件を満たす方は、保険料を月額最大1万円まで国が補助してくれます!

安心が大きくなるよ



農地の貸し借りは 「農地バンク(農地中間管理事業)」 を活用しましょう!

(令和7年4月から農地の貸し借りは農地中間管理事業に一本化されました。)



これまでの所有者と耕作者との直接契約から、農地バンクが所有者から農地を借受け耕作者へ貸付ける制度へ変わりました。

新たに農地を借りたい場合

農業委員会事務局へご相談ください。

貸借期間の終期を迎える場合

農地中間管理事業による契約更新の手続きが必要です。

- ◆農業委員又は推進委員が所有者、耕作者宅を訪問し、貸借契約内容の事前確認を行います。
- ◆契約書作成後、再度訪問し、契約内容を説明し契約書をお預かりします。
- ◆県知事による認可・公告を経て、貸借契約の更新完了となります。

チェック! 農地の相続登記は済んでいますか?

相続未登記農地(所有者が死亡している場合)の貸借を行う場合は、相続関係者の代表者が申出人となり、相続権者(持分)の過半の同意を得る必要があります。

相続登記の義務化

令和6年4月1日から相続登記が義務化されました。(※令和6年4月1日より前に相続した不動産は、令和9年3月31日までに相続登記する必要があります。)詳しくは法務局へお問い合わせください。

全国農業新聞は、農政の動きや現場で役立つ栽培技術・流通の情報、魅力的な農家の取り組みなどを幅広く伝え、担い手のみなさんの経営発展に役立つ情報をお届けします。



- 発行日/月4回金曜日発行
- 購読料/月額700円(税込)

☆お申し込みは、お近くの農業委員・推進委員
農業委員会事務局へお気軽にご連絡ください。

